

令和8年度ゴルフのまちかとう ゴルフプレーと宿泊セット応援事業運用規定

令和8年度ゴルフのまちかとう ゴルフプレーと宿泊セット応援事業要綱第9条による運用規定を次のとおり定める。

【基本】

加東市外の日本国在住者が、加東市内のゴルフ場でプレーし、且つ、市内の宿泊施設で宿泊すれば、1人3千円を応援する。

【対象者】

- ・要綱第3条に規定する「加東市外の日本国在住の者」を確認するため、申込書にメンバーの住所欄を設ける。ただし、グループ内に市内在住者が混在していた場合でも宿泊要件があれば対象とする。
 - ・グループ内に加東市外、市内の在住者が混在する場合でも、市外在住者がその3分の2以上であることを申し込みの条件とする。
 - ・市外にある大学等の合宿（部活動・クラブ活動）での本事業は、対象外とする。
 - ・年齢要件はない。ただし、18歳未満のみでの申込は受け付けない。（申請書にメンバーの年齢を記載する。）
- また、1ラウンド18ホールを回ることができないと思われる年齢の者はメンバーに入れない。

【交付要件と応援金】

- ・要綱第4条第1項による「1グループの応援金上限は20人分」は応援金の積算上限であり、（20人×3,000円=60,000円が上限）。1グループ21人以上による申し込みを妨げるものではない。
- ・要綱第4条第2項によるゴルフプレーと宿泊セットについて、申込時に2日連日のプレー、かつ2泊3日以上宿泊の申込書が受理された場合は、倍の金額を助成する。（以下、3連日のプレーと宿泊も同様の考え方で助成する。）
- ・宿泊施設の種別（ホテル、旅館、民宿、グランピング、コテージなど）は問わないが、旅館業法（宿泊料を受けて人を宿泊させる）等その他の法令に定められた施設であることとする。

参考宿泊施設一覧

- やまや旅館、日光園、滝寺荘、嬉野台生涯教育センター、なべや旅館、東条湖グランド赤坂、ホテルグリーンプラザ東条湖、やしろ鴨川の郷、ホテルB&B、GLAMP CABIN ～東条湖・丹波篠山～、ホテルルートイン加東、吉川ロイヤルゴルフクラブログハウス、その他宿泊施設
- ・加東市観光協会の他の助成金、補助金等の交付は同時に受けられない。（50%以上が同メンバーである同一グループの申し込みは、月1回を限度とする。）
 - ・天候等その他の理由（申込者やメンバーの都合ではなく）により、ゴルフ場や宿泊施設を利用できなくなった場合、既にゴルフ場や宿泊施設に支払った費用があれば、その内容を考慮し、最低利用額を助成する。
 - ・ゴルフ場や宿泊施設の支払いが無料招待券などを利用して、いずれかでも無かった場合は助成しない。ただし、食事代などゴルフ場や宿泊施設に最低利用額以上を支払っている場合はこの限りではない。

- ・利用するゴルフ場は、加東市内のゴルフ場（16クラブ19コース）とする。
 - 加東市ゴルフ協会協力ゴルフ場一覧
 - ①ウエストワンズカンツリー倶楽部
 - ②ABCゴルフ倶楽部
 - ③サンロイヤルゴルフクラブ
 - ④ぜんカントリークラブ
 - ⑤高室池ゴルフ倶楽部
 - ⑥滝野カントリー倶楽部 迎賓館コース
 - ⑦東急グランドオークゴルフクラブ（メンバーズコース、プレイヤーズコース）
 - ⑧東条湖カントリー倶楽部
 - ⑨東条ゴルフ倶楽部
 - ⑩東条の森カントリークラブ（宇城コース、大蔵コース、東条コース）
 - ⑪東条パインバレーゴルフクラブ
 - ⑫マダムJゴルフ倶楽部
 - ⑬ヤシロカントリークラブ
 - ⑭やしろ東条ゴルフクラブ
 - ⑮吉川ロイヤルゴルフクラブ
 - ⑯レークスワンカントリー倶楽部

【応援事業の申込】

- ・要綱第5条に規定する申込書は、郵送、FAX、持参(事務所窓口)又はメールで受け付ける。
- ・申し込みの予約(申込開始日前の申し込み)は受け付けない。申込書が事務所に到着した順番とする。ただし、当事務所の業務時間外には申込書の確認が出来ないので考慮して申込書を提出すること。
- ・申込書のキャンセル待ちは受け付けない。
- ・要綱第5条第2項の受理書はメール、郵送、FAXのいずれかで通知する。

【実績報告書】

- ・要綱第6条に定める実績報告書の提出がない、領収書の添付がないなど書類が揃わない場合、助成しない。
- ・実績報告書に添付する領収書は、参加者全員の一括のものでも、参加者一人一人のものでも構わない。ただし、添付する領収書でプレー人数、宿泊人数がわからなければならない。
- ・要綱第7条第1項に定める応援金は、当協会が受理した申込書に記載された金額を上限とする。申込時より参加者が増えた場合でも応援金の増額はしない。ただし、申込時より参加者が減った場合、応援金額は実際の参加者数で精算する。(領収書等で人数を確認する)

【応援金の交付等】

- ・要綱第7条第1項による応援金の交付は、報告書精査後、原則、翌月の25日に口座振込を行う。(金融機関休業日は前日)
- ・応援金の支払いは口座振込のみとし、現金の受け渡し等その他の支払い方法は受け付けない。

【受付の終了】

- ・要綱第8条に規定する申込書受付の終了は、加東市観光協会のホームページでお知らせし、以降の申し込みはこれを受理しない。